

秩父別町結婚新生活支援補助金交付要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、新規に婚姻した世帯を対象に新生活に係る支援を行うことにより、婚姻に伴う経済的不安を軽減することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を助成し、若い世代の本町への移住・定着を促進するものとする。

（定義）

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 新婚世帯 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- （2） 住居費 結婚を機に新たに物件を購入、賃借する際に要した費用で、物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料を対象とする。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については補助対象外とする。
- （3） 引越費用 引越業者又は運送業者への支払いに係る実費をいう。ただし、勤務先から引越手当が支給されている場合は、引越手当分については補助対象外とする。

（助成対象世帯）

第3条 助成金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- （1） 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に住居費及び引越費用を支払った世帯
- （2） 下記により算出した世帯の所得が500万円未満、かつ夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であるもの

（世帯の所得の算出方法）

所得証明書をもとに、令和6年4月1日から令和6年5月31日までの申請においては、令和4年1月1日から令和4年12月31日までとし、令和6年6月1日から令和7年3月31日までの申請においては、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間の夫婦の所得を合算した金額とする。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額とする。

- （3） 対象となる住居が秩父別町内にあり、申請時に夫婦の双方又は一方の住民票が当該住居の住所になっていること。また、申請日から令和7年3月31日まで継続して当該住居に居住すること。

- (4) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (5) 過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと。
- (6) 申請者等は、町税等を滞納していない者とする。

2 前年度に秩父別町結婚新生活支援補助金交付要綱（令和5年4月13日訓令第20号。

以下この項において「要綱」という。）により新婚世帯として補助金の交付を受けた世帯であって、要綱第4条に定められた補助上限額（以下「上限額」という。）に交付を受けた補助金が達しなかった世帯。

（助成金の額等）

第4条 助成金の額は、住居費と引越費用を合わせた額を対象とし、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 60万円
- (2) 上記以外の世帯 30万円

2 第3条第2項に定める世帯の補助金の額は住居費及び引越費用の合計額とし、前年度上限額から前年度交付額を差し引いて得た額を限度とする。

3 前項に規定する助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

4 助成期間は、助成金の交付を初めて申請した日から令和7年3月31日までとする。

5 前項の規定にかかわらず、前条に規定する助成対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までとする。

（助成金の交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、秩父別町結婚新生活支援補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 所得証明書
- (2) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類
- (3) 物件の売買契約書（住居費における購入の場合）
- (4) 物件の賃貸借見積書又は賃貸借契約書（住居費における賃貸借の場合）
- (5) 住宅手当支給証明書（別記様式第2号）（住居費における賃貸借の場合）
- (6) 引越しに係る領収書（引越費用）
- (7) 町税等の納入状況等確認同意書（別記様式第3号）
- (8) 誓約書（別記様式第4号）

(9) 全部事項証明書

(10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成することが適当であると認めるときは、秩父別町結婚新生活支援補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

3 第3条第2項に定める世帯の申請は、第1項に掲げる書類のうち、第1号、第2号、第4号及び第9号までに掲げるものの提出は省略することができる。

（申請事項の変更及び承認）

第6条 前条第2項により助成の決定の通知を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに秩父別町結婚新生活支援補助金変更交付申請書（別記様式第6号）に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成することが適当であると認めるときは、秩父別町結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書（別記様式第7号）により助成対象者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第7条 助成対象者は、第5条第2項又は前条第2項の通知書を受けた場合は、速やかに秩父別町結婚新生活支援補助金交付請求書（別記様式第8号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の助成対象者からの請求書の提出があったときは、確定払いにより助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 町長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 助成金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

(3) この要綱に違反する行為があったとき。

（助成金の返還）

第9条 助成対象者は、町長が助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金が既に交付されているときは、速やかに当該助成金を返還しなければならない。

（報告等）

第10条 町長は、助成金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、助成対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 助成対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

2 この訓令は、令和7年3月31日をもってその効力を失う。